

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年12月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 13名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10 番 朝倉 善則	11 番 鈴木 正徳	12 番 渡沢 寿
13 番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第17号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第18号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第43号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第44号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8	議第45号	非農地証明願に対する可否について
日程第9	議第46号	南陽市農地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10	議第47号	南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について
日程第11	議第48号	南陽の農業に振興に関する計画(南陽27号振興計画)に係る定期的な検証に対する意見決定について

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和4年12月19日付け南農委告示第14号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

10番 朝倉善則委員、11番 鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 朝倉 善則 委員
11番 鈴木 正徳 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第17号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第17号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年11月28日付け農第636号で、南陽市長から本委員会に対し、12月1日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第18号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。
ただ今、提案されました、報第18号について、ご説明申し上げます。

議案書は3ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,026㎡を賃貸人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田合計709㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人 ▲▲市の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田合計4,112㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆 田が798㎡、畑が822㎡、合計1,620㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃借権設定2件の計6件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第43号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。

はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計709㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 2, 238㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計9,769㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 125㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計5,042㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 1,162㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第43号1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番

（渡沢寿委員）

12月23日に現地の確認を行いました。雪が降っていたため、農地の状況は、周辺の方への聞き取りにより確認しました。申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） 次に、2番及び3番、4番の3件の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番
（神尾篤志委員） 2番と3番については、耕作時も見回りしていました。耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認しています。4番につきましては、作付けされていませんでしたが、草刈等の管理がされていました。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 長谷部委員より報告を頂戴しております。
譲受人の■■■■さんですが、新規就農の方です。秋口に新規就農審査会の申請を受けた際にも現地を確認していただきました。
現在は、来年アスパラを植えるために準備をされていて、今年度は作付けしていませんが、管理をされているということで報告をいただいています。以上です。

議長（高橋会長） 次に、6番の現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

4番
（黒澤ちよ子委員） 現在雪がありますが、近くにうちの田もあり、この土地は耕作されていることを随時確認しております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは始めに、議第43号 1番の案件について審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの1番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、これより 議題43号 2番から6番までの5つの案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの2番から6番までの5つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

安部事務局長 関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第44号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲畑 65㎡を所有権移転し、貸資材置場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲田 661㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。

1番及び2番の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番（本間仁一委員） 12月19日に私と、黒澤ちよ子委員、山内事務局長補佐の3名で5条2件の現地調査を行いました。

全ての案件とも、積雪で農地の様子は確認できませんでしたが、積雪前の航空写真により、事前着工はなく、申請通りであったことを確認したことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。

これより審議に入りますが、議第44号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

13番（安達芳紀委員） 1番の案件についてです。譲受人が■■■■という東京の会社で、土地を資材置場として利用したいということなんですけども、どういった会社で、どのような繋がりがあって申請に至ったのか教えてください。

嶋貫農地係長

申請の経過でございますが、場所としては▲▲の■■■■に曲がる角の所の古い車屋さんやポプラアパートさんがある、向かい側になります。あの辺りの線路沿いの土地です。

元々■■■■さんという、南陽市に本社がある会社が資材置場として転用の許可をとって転用していたようです。その後■■■■さんという東京の会社が、その■■■■を吸収して株式会社■■■■となり、資材置場としてその土地を使っていました。しかし、本社が東京であるということもありまして、なかなかこの土地をうまく活用できない、活用する見込みもないということで、不動産会社の方に所有権移転をしまして、不動産会社がその土地をあっせんや売却も含めて、当面貸資材置場として貸出するという形で人を募集するという形になったようです。

また、4,474平米とだいぶ大きい土地の中にわずかに65平米の個人の土地が残っていたということもありまして、貸付するにしても、今処分を検討するにしても、その土地も一緒に活用できた方が、活用の幅が広がるという不動産屋さんの判断がありまして、申請があったものです。

以上です。

13番
(安達芳紀委員)

耳慣れない会社名だったので気になりましたが、そういった経緯があるのであれば、問題ないと思います。

嶋貫農地係長

補足申し上げます。転用の申請の際の書類に、会社の全部事項証明書と定款をつけていただいております。法人としましては、不動産売買の仲介業という形で会社の法人登記も定款も整理されていることは確認しています。

ただ、地元の不動産会社さんではないので、今後どういった利用がされるかは不透明なところがあるかと思っております。これから工事の進捗状況等の報告をいただくことになろうかと思っておりますが、その様子も見ながら、動向を注視したいと思っております。

以上です。

13番
(安達芳紀委員)
議長 (高橋会長)

分かりました。

その他質疑意見ございますか。

……なしの声……

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第45号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第45号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第45号につきまして、ご説明します。
議案書7ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■●●■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が田 合計657㎡が、平成9年から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1番の現地調査については、高橋義昭推進委員より調査いただいておりますので、事務局より 報告をお願いします。

嶋貫農地係長 地元担当委員の高橋委員に調査を依頼させていただきました。
丁度申請地の近くに高橋委員の山小屋がございまして、そこから見える位置にあるということでした。現地調査を依頼した時期には雪が降っていましたが、常に確認している場所ということもございまして、山林化していることは間違いない、とご報告を頂戴しております。
以上です。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明
することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しま
した。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第46号「南陽市農用地利用集積計画の策定に
係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第46号「南陽市農用地利用集積計画の
策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和4年12月14日付け農第721号をもって、南陽市
長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づ
いて、賃借権設定10件に関する農用地利用集積計画を策定するた
め、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決
定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議
のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を
求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第46号につきまして、ご説明を申し上
げます。
議案書は8ページからで、11ページにつきましては、総括表となっ
ております。

賃借権設定が10件で計画面積が田10,688㎡、畑11,537.91㎡、合わせて22,225.91㎡となっております。

12ページをご覧ください。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援セ
ンター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲
字▲▲の畑、1,586㎡について、新規の10年契約で、毎年12
月20日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長 次に、2番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業
支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもの
で、▲▲字▲▲の畑、317㎡外2筆の合計669㎡について、新規
の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、3番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑、1, 475㎡外8筆の合計 田6, 500㎡、畑3, 248㎡、合計9, 748㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

4番から10番までは、▲▲地区の基盤整備事業に伴う賃貸借設定になっております。4番につきましては、▲▲の亡き■■■■さん法定相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、33㎡外3筆の合計 2, 649㎡について、新規の16年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、5番については、▲▲の亡き■■■■さん法定相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 147㎡について、新規の16年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、6番について、▲▲の■■■■さん外3名と「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲7の田392㎡外、畑4筆1, 229㎡の合計1, 621㎡について、新規の16年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、7番ですが、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんご本人との間で設定する形になっておりますが、これは、基盤整備事業の自作地の手続きのためにこのような表示になっているものです。▲▲字▲▲の畑62㎡外2筆の889.91㎡について、新規の16年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、8番も同じく、基盤整備事業の自作地の手続きによるもので、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんご本人との間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑88㎡外1筆の101㎡について、新規の16年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、9番も同じく、基盤整備事業の自作地の手続きによるもので、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の渡部栄光さんご本人との間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑1, 383㎡について、新規の16年契約で毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、10番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して後継者の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑外1筆の2, 432㎡について、新規の16年契約で毎年12月20日支払、金納となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、1番及び2番の2つの案件について、審議いたします。

ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の2つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長（高橋会長）

次に、3番から10番までの8つの案件について、審議いたします。

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長） 本人同士で貸し借りを結ぶケースがありますが、お金を自分から自分に支払うということですか。どういう意味があるのでしょうか。

嶋貫農地係長 ▲▲地区の基盤整備事業は、エリア全体の農地を中間管理事業に出す形です。土地を持っている方は全面積を機構に出していただき、そこから借りる手続きに統一しています。
お金を取らないようにしている基盤整備事業もあるようですが、基盤整備事業の中での移動等、色々なことを加味すると、お金を全員取って支払う方が良いということで、▲▲地区はそういう取り決めをしています。そのため、自分の土地を自分が作る場合であっても、お金の移動が発生し、自分の口座から引かれて自分の口座に賃借料として入ってくることとなりますが、自分の土地を自分が借りて作っているという形にして、全面積を基盤整備事業に入れております。

議長（高橋会長） 契約年数の16年には理由があるのでしょうか。

嶋貫農地係長 基盤整備事業を受ける条件として、15年以上の契約というのが必須になっています。15年ですと事業の延長や事業が終わらなかった場合に色々影響が出る可能性があるということで、新規の契約から16年間は最低でも設定しています。県内の基盤整備はどこでもそういった形になっているようでして、15年以上とあるところ、1年余計に16年で設定して、事業に遅れが生じた場合にも対応できるようにという意味での年数設定です。
以上です。

議長（高橋会長） はい。分かりました。
他に質疑意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の8つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第47号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第47号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年12月8日付け農第678号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、計画の変更2件について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 衣袋農政係長の補足説明を求めます。

衣袋農政係長 今回、南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更についてご意見を求めますのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によるもので、農用地区域から農用地区域外に変更する一般除外2件です。

1件目の農用地利用計画の変更内容につきましては、▲▲地内において、■■■■さんが、駐車場や東屋を整備する事業計画によるものです。

所在は▲▲字▲▲で地目は原野となっており、529平米を農用地から除外するものです。

土地利用の計画内容は、東屋1棟、通路、駐車場6台分、雪押場となっております。所有者6人、隣接所有者の同意につきましては、全て同意済となっております。

農振法上、農用地利用計画の変更できる要件として定められている5要件、代替性、周辺農地への影響、用排水路等施設機能への影響、担い手への農地集積への影響、土地改良事業施工後8年経過しているかどうか、につきましては事前協議会で確認し、全て問題はないと判断しております。

なお、埋蔵文化財隣接地域ですが、土盛りが施されているため、試掘調査は不要であるものの、掘削を行う場合は市の立会いを要することを指導しており、適切に事業を進めているところです。

2件目につきましては、▲▲地内において■■■■さんが住宅用地の拡張をする事業計画によるものです。

所在は▲▲字▲▲で、地目は畑となっており、そのうち110平米を農用地から除外するものです。土地利用の計画内容は住宅の建築となっております。

所有者及び隣接地所有者の同意、排水承諾等の同意につきましては全て同意済みとなっております。

衣袋農政係長

農振法上、農用地利用計画の変更できる要件として定められている5要件、代替性、周辺農地への影響、用排水路等施設機能への影響、担い手への農地集積への影響、土地改良事業施工後8年経過しているかどうか、につきましては事前協議会で確認し、全て問題はないと判断しております。

なお、埋蔵文化財隣接地域ということで試掘調査依頼等手続きを要することを指導しております、適切に事業を進めているところで

す。
以上、説明させていただきました事業計画により農用地利用計画を変更することについて、ご了承くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

7番
（浅野厚司委員）

1番の案件についてです。地目が原野となっていますが、原野についても農業委員会の管轄なのでしょうか。

嶋貫農地係長

私からご説明申し上げます。

今回の案件にはこの前段のお話がございます。

もともとこの土地の地目は畑で、農地でした。土地の所有者は今■■■■さんになっていますが、■■■■さんの前の所有者の方の時に、▲▲堤の所から木が生い茂っており、非農地証明願を出されておりました。その当時の担当委員の方から確認していただき、山林で非農地証明を出させていただきまして、地目が原野となったものです。

地目は原野になりましたが、農林課が管轄する農業振興地域の中にも含まれておりまして、そこに建物を建てようとするすると、農振法の指定が取れていないというところもございまして、農林課に申請を行ったという経緯です。

先に農業委員会の手続きが終わっていたため、通常のルートとは順番が逆の手続きになっていますが、地目は原野に変更済であるものの、農振法の網はかかっているということでございましたので、その網を除く目的で、農林課から今回農業委員会に依頼が上がってきたという状況です。

7番
（浅野厚司委員）

分かりました。

議長（高橋会長）

その他質疑意見はございませんか。

3番 (山岸誠委員) 東屋を建てるということですが、この堤を利用して何か作るということですか。

衣袋農政係長 詳細は伺っておりませんが、■■■■跡地の活用が進むことを見込んでの話になっているようです。その他、堤の南の部分、市の土地の部分についても前々から活用の話がありまして、それらが関連してこのような計画になったのかと推察している所です。

議長 (高橋会長) 山岸委員よろしいですか。

3番 はい。

(山岸誠委員)
議長 (高橋会長) 他に質疑意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの2つの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長) 変更を妥当とする委員が全員と認めます。
よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第11 議第48号「南陽の農業の振興に関する計画(南陽27号振興計画)に係る定期的な検証に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第48号「南陽の農業の振興に関する計画(南陽27号振興計画)に係る定期的な検証に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年11月28日付け農第659号で、南陽市長から本委員会に対し、南陽27号振興計画において位置付けられた施設が、計画のとおりその効用を発揮しているか否かについて、意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 衣袋農政係長の補足説明を求めます。

衣袋農政係長

27号計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づき策定したもので、農業振興策として農用地以外の用に供する土地利用を定めた計画です。

農用地区域の農地は原則転用不許可となりますが、当該計画に位置づけられた施設の用に供する場合は、農用地区域からの除外が可能、かつ、第1種農地であっても転用許可が可能となります。

今回計画で定められた施設は▲▲地内に所在する農家住宅で、位置は▲▲字▲▲、土地の規模は992.25平米です。経営農地の近くに住宅を整備することにより、効率的な農業経営を営むことができ、居住環境が向上することで次世代に向けた定住化を図ることを目的としております。

27号計画の要件として、当該計画に従って、農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているのか否かを、計画策定日である平成30年1月24日から5年を経過するまで毎年検証を行う必要がありますが、今回の検証は最終となる5年度目です。

令和4年11月24日に農林課職員による現地調査を行ったところ、事業計画通りであり、住居及び農業の用に供されていることを確認してまいりました。

以上のことから、地域農業の振興に効用を発揮するため、一体で合理的な農業経営を図るとともに、居住環境が向上し、次世代に向けた担い手の定住化が図られていると認めることについて、ご意見をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第48号の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番
（本間仁一委員）

12月19日に私と黒澤ちよ子委員、山内事務局長補佐の3名で27号計画の現地調査を行ってまいりました。この案件について、計画通り農家住宅として利用されていたことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

13番
（安達芳紀委員）

今回の案件については、5年目も農家住宅として計画通り使用されて目標達成となっておりますが、今後例えば隣の農振地にまた住居を建てたい旨の希望があった際、宅地の隣だから等の例外規定で、簡単に建てられる流れになるものですか。

一般の方が隣に家を建てたいといった場合どうですか。

嶋貫農地係長

今回の所は、農地区分としては農業振興地域から除外をされて第1種農地になっています。第1種農地は転用できないというのが原則ですが、第1種農地でも集落接続の住宅とか、既存敷地の拡張とか様々な例外規定があります。

今回は集落からも離れていて、第一種農地の例外規定に本当は当たらない所ですが、27号計画として、農家住宅とともに農業用施設を建てるという形の特別な計画に基づいて、住宅を建てられました。例えば、この写真で言うと右側に農地がありますが、そこに建物を建てようとする、もう一度特別な計画を作らないと除外ができないということになりますので、ここ周辺に一般住宅が広がっていくということは考えにくいと思っております。

逆にこの家の方、■■■■さんのお宅で農業用施設を建てたい等の希望があれば、農業用施設は第一種農地の例外規定に該当しますので、そういったもので拡張する可能性は否定できないと思います。

元々一般的な住宅の転用は難しい場所であり、特別な手続きによって転用できていて5年間確認してきたというような形でございます。

13番

(安達芳紀委員)

はい。分かりました。

議長 (高橋会長)

他に質疑意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画の検証結果を妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画の検証結果が妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長)

大変活発な質疑意見を出していただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年12月19日付け南農委告示第14号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時20分)